

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成17年10月27日(2005.10.27)

【公開番号】特開2002-94873(P2002-94873A)

【公開日】平成14年3月29日(2002.3.29)

【出願番号】特願2000-279702(P2000-279702)

【国際特許分類第7版】

H 0 4 N 5/232

H 0 4 N 5/225

// H 0 4 N 101:00

【F I】

H 0 4 N 5/232 Z

H 0 4 N 5/225 F

H 0 4 N 101:00

【手続補正書】

【提出日】平成17年9月6日(2005.9.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】請求項8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項8】 請求項7に記載のデジタルカメラにおいて、該デジタルカメラは、前記二次電池を充電する充電回路を含み、該二次電池を該充電回路および前記アダプタ接続手段を介した充電用アダプタのいずれかから選択的に充電させる第2の切替え手段を含むことを特徴とするデジタルカメラ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0033

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0033】

ところで、デジタルカメラ100とパーソナルコンピュータ200がカーラインタフェース部150およびパーソナルコンピュータインタフェース部250により接続されていて、画像データの転送等が行われず、いわゆるスタンバイ状態にあると、パーソナルコンピュータ200からの制御信号311によりカメラ100側の中央処理装置106は、スタンバイ状態にあることを認識する。そこで中央処理装置106は、充電回路140への電源回路115からの給電を行ない、DC/DCコンバータ109への給電を行なわないようにさせる制御信号307を電源回路115へ出力する。これによって、電源回路115からの出力117は充電回路140にのみ供給される。中央処理装置106はまた、充電指示信号306を充電回路140のスイッチ141に送出し、スイッチ141は、これに応じて充電回路140の出力185を二次電池である内部電源112に接続する。これによって内部電源112は、パーソナルコンピュータ200からの給電により充電される。

。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0036

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0036】

また、この動作説明では、メモリ105に蓄積されている画像データをパソコンコンピュータ200に返送する例であったが、たとえばCCD撮像素子102を駆動して撮像し、その画像データをCCD撮像素子102から直接読み出してパソコンコンピュータ200へ転送する動作モードで動作することもできる。その場合も、パソコンコンピュータ200が接続されている限り、切替え回路110の接続が電源回路115の側に選択され、デジタルカメラ100の各部は、パソコンコンピュータ200の電源供給回路215から給電を受けることができる。